

作成日 2018/06/14
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ふきそうじ用洗剤
製品コード 60857727
供給者の会社名称 株式会社MonotaRO
住所 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当部門 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性 発がん性 区分1A
生殖毒性 区分1A
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓)
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)

保管
廃棄

施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
アルキルアミノオキシド	非公開	不明	不明	不明	不明
アルキルグリコシド	非公開	不明	不明	不明	不明
アルカリ剤	非公開	不明	不明	不明	不明
エタノール	2.50%	CH ₃ CH ₂ O	(2)-202	既存	64-17-5
泡調整剤	非公開	不明	不明	不明	不明
除菌剤	1.0未満	不明	不明	不明	不明
香料	微量	不明	不明	不明	不明
水	残量	不明	不明	不明	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。

		皮膚を速やかに洗浄すること。 医師の診断、手当てを受けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合		
飲み込んだ場合		水で数分間注意深く洗うこと。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。
5. 火災時の措置		
消火剤		この製品自体は、燃焼しない。 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 棒状注水。
使ってはならない消火剤		
特有の消火方法 消火を行う者の保護		危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置		直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 低地から離れる。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 環境中に放出してはならない。
環境に対する注意事項		河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。 危険でなければ漏れを止める。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材		少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
二次災害の防止策		排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 排気用の換気を行うこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。
保管	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
	安全な保管条件	酸化剤から離して保管する。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 必要に応じて個人用保護手袋を使用すること。 必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。
9. 物理的及び化学的性質		

外観	物理的状态	液体
	形状	液体
	色	無色透明
臭い		芳香臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		10.8(代表値)
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		引火せず
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	データなし
	上限	データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.00(代表値)
溶解度		水と任意の割合で混合する。
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		データなし
化学的安定性		通常の取扱いにおいて安定
危険有害反応可能性		データなし
避けるべき条件		データなし
混触危険物質		データなし
危険有害な分解生成物		データなし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が ⁵ 5000mg/kg超のため区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が ⁵ 5000mg/kg超のため区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が50000ppm超のため区分外に該当 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。 (呼吸器感作性)
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性)
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		データ不足のため分類できない。 区分1Aの成分が2.5%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が2.5%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(肝臓)の成分が2.5%のため、区分2(肝臓)に該当。 ※区分2(中枢神経系)は2.5%含まれる。
吸引性呼吸器有害性		動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性(急性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
水生環境有害性(長期間)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 強アルカリ性であるため、酸で中和した後処理すること。 強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。 水溶液は、強アルカリ性を示すため酸で中和した後処理すること。 水溶液は、強酸性を示すためアルカリで中和した後処理すること。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 高圧ガスを廃棄する場合は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の規定に従うこと。 火薬類を廃棄する場合は、火薬類取締法、火薬類取締法施行規則の規定に従うこと。
汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 高圧ガスの容器を廃棄する場合は、製造業者等専門業者に回収を依頼すること。 スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code.	非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 非該当 非該当 非該当

	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
海洋汚染防止法		エタノール(政令番号:61)(2.5%) 油性混合物(法第3条第2号、施行規則第2条の2)
外国為替及び外国貿易法		有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)		輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認) 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
16. その他の情報		
参考文献		製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他		危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。